

伊平屋村定住促進住宅の入居者募集要項

伊平屋村内に移住を目的とし人材確保の困難な一次産業従事者等に定住するまでの支援として住宅を賃借し、新規就農者等の確保により村の農林水産業の振興および村の活性化を図るため、入居にかかる要綱を定めましたので下記のとおり、ご案内致します。

1. 【募集住宅および所在地】

- ① 定住促進住宅3号棟(伊平屋村字我喜屋 41 番地) 2DK

合計 1 戸

2. 【募集期間】

令和5年 7 月 13 日(木)～令和5年 7 月20日(木)

3. 【入居可能日】 ※予定となります。詳しくは入居予定者となった方と要調整致します。

令和5年 8 月 1 日(火) 予定

4. 【入居条件】

- ① 伊平屋村に移住(定住)を目的とし、一次産業(農業、漁業)等に従事する者。
- ② 伊平屋村に住所を有する者、または有することになる者とし、入居が許可された場合は、許可通知日から14日以内に当該住宅へ住所移転すること。
- ③ 入居期間は、原則5年とする。ただし、次の号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより期間を延長することができる。
 - (1) 入居者が長期療養中であるとき。
 - (2) 入居者が災害等により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 前項の期間の満了日に18歳未満の扶養する子がいるとき。
 - (4) その他特別な事情があるとき。

5. 【申込方法】

伊平屋村役場企画財政課で申込書を受取り、必要書類を添えて申込んで下さい。

※村ホームページから申込用紙をダウンロードし、提出または郵送も可能です。

尚、提出された資料は原則、返却致しかねます。ただし、所定の期間をえて適切な方法で破棄致します。

ア. 申込書…(様式第1号)

イ. 所得証明書…(令和4年度)※令和 4 年1月～令和 4 年12月のもの

ウ. 住民票の謄本

エ. 定住促進住宅入居申込調査票…(別添1)

(その他必要書類)

オ. 扶養の証明となるもの・・・対象者全員の保険証のコピーまたは扶養証明書

※扶養者がいる場合のみ

カ. 納税証明書(未納がある場合のみ)

6. 【選考方法】

申込みをした者の数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、条例第3条に規定する入居資格を有する者のうちから、選考委員会により予定者を選考する。

7. 【入居請書の提出】

伊平屋村役場から入居決定通知書に同封致します入居請書(様式第4号)に必要な事項を記入し、提出していただきます。また、用紙の裏面には連帯保証人(1名)の書名・押印も必要です。以下、添付書類を添えて提出(郵送可)すること。

・連帯保証人の所得証明書又は勤務先の発する源泉徴収票。

ただし、連帯保証人は入居予定者と同程度以上の所得を有し、満60歳未満の者であることが条件です。

8. 【入居許可日通知書の発行】

伊平屋村役場は、申込者からの敷金の入金確認と入居請書(添付書類含む)を確認後、申込者へ入居許可通知書および電気料金やガス、上下水道の申込先情報を郵送いたします。

9. 【家賃および敷金】

家賃: 月額 ¥30,000 円

※毎月 25 日までに指定の口座(JAおきなわ伊平屋支店)へお振込みしていただくか、振替により口座引き落としといたします。なお、手数料は入居者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※月の途中での入居や明け渡す場合の家賃は、日割り計算となります。

敷金: 家賃の2ヶ月分

※入居決定通知の際に納付依頼書を同封しますので、記載された期限までにお支払いしていただきます。

10. 【お問合せ先】

名称:伊平屋村役場企画財政課 定住促進室

住所:〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251 番地

電話:0980-46-2005 FAX:0980-46-2956

メール:soumu@vill.iheya.lg.jp

～ 入居申込から入居開始までの流れ ～

① 入居申込書(申請者→村)

↓

② 書類審査および選考委員会の開催(村:企画財政課)

※申込をした者の数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、選考委員会により予定者を選考致します。

↓

③ 入居決定通知書(村→申込者)

↓

④ 入居請書の提出依頼(村→申込者)

※裏面に連帯保証人の書名(連帯保証人の所得証明書又は勤務先の発する源泉徴収票の提出)

↓

⑤ 提出(申込者→村)

※入居日の調整および、家賃・敷金の入金日確認。

↓

⑥ 入居許可通知書(村→申込者)

↓

⑦ 入居開始